別表第六第一南極特別保護地区の項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

十　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十一　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

別表第六第二南極特別保護地区の項中第十号を第二十一号とし、第九号を第二十号とし、第八号を第十四号とし、同号の次に次の五号を加える。

十五　原則として、当該地区内では野営しないこと。

十六　当該地区内では、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。

十七　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

十八　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十九　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

別表第六第二南極特別保護地区の項中第七号に中段として次のように加える。

| | |
|---|---|
| 単発式の回転翼航空機 | 地表から高度九百三十メートル以下の空域 |
| 多発式の回転翼航空機 | 地表から高度千五百メートル以下の空域 |
| 単発式の飛行機 | 地表から高度九百三十メートル以下の空域 |

また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

別表第六第二南極特別保護地区の項中第七号を第十三号とし、第六号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では歩行者は南極鳥類の繁殖地から二十メートル以内に近づかないこと。

別表第六第二南極特別保護地区の項第五号中「原則として」を削り、「当該地区」を「ギガンテウス島」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

| | |
|---|---|
| 単発式の回転翼航空機 | 地表から高度九百三十メートル以下の空域 |
| 多発式の回転翼航空機 | 地表から高度千五百メートル以下の空域 |
| 単発式の飛行機 | 地表から高度九百三十メートル以下の空域 |

十　毎年五月一日から九月三十日までの期間は、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

| | |
|---|---|
| 単発式の回転翼航空機 | 地表から高度七百五十メートル以下の空域 |
| 多発式の回転翼航空機 | 地表から高度千五百メートル以下の空域 |
| 単発式の飛行機 | 地表から高度七百五十メートル以下の空域 |

別表第六第二南極特別保護地区の項中第四号を第六号とし、同号を次のように改める。

六　原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の回転翼航空機については、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、南極鳥類の繁殖地から五百メートル以上離れた区域（ギガンテウス島を除く。）に限り着陸することができる。

別表第六第二南極特別保護地区の項第六号の次に次の一号を加える。

七　毎年五月一日から九月三十日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあっては、南極鳥類の繁殖地から九百三十メートル以内の区域に、多発式の回転翼航空機にあっては、南極鳥類の繁殖地から千五百メートル以内の区域に離着陸しないこと。

別表第六第二南極特別保護地区の項第三号中「二百メートル」を「二百五十メートル」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、科学的調査のために必要な場合を除き、ギガンテウス島に立ち入らないこと。

三　当該地区内の陸域では車両を使用しないこと。

別表第六第三南極特別保護地区の項第三号中「航空機は」を「原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式回転翼航空機は」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

| | |
|---|---|
| 単発式の航空機 | 地表から高度九百三十メートル以下の空域 |
| 多発式の航空機 | 地表から高度千五百メートル以下の空域 |

別表第六第三南極特別保護地区の項第六号中「設置しないこと。」の次に次のように加える。

また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

別表第六第三南極特別保護地区の項中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

十一　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十二　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

別表第六第三南極特別保護地区の項第七号中「南緯六十六度二十六分三十四秒東経百十度二十分四十秒」を「南緯六十六度二十二分二十四秒東経百十度三十五分十二秒」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　原則として、オドバード島内では野営しないこと。

別表第六第六南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「、必要不可欠な管理活動又は教育活動」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、」を削り、同項第三号ただし書中「おいては」の下に「、回転翼航空機は」を加え、同項第四号を次のように改める。

四　毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合及び前号の規定に従って離着陸する場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域を飛行しないこと。

別表第六第十九南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「、必要不可欠な管理活動又は教育活動」に改め、同項第八号に後段として次のように加える。

ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液による洗浄等の方法を用いること。

別表第六第三十九南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「、必要不可欠な管理活動又は教育活動」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。ただし、前号の地点に離着陸する場合で、かつ、南緯六十四度四十八分三十六秒西経六十三度四十六分五十二秒の地点を起点とし、同地点と南緯六十四度四十八分三十五秒西経六十三度四十六分四十二秒の地点を結ぶ直線及び同地点から起点に至る海岸線により囲まれた区域、並びに、南緯六十四度四十八分二十四秒西経六十三度四十六分四秒の地点を起点とし、同地点と南緯六十四度四十八分二十秒西経六十三度四十六分五秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯六十四度四十八分二十一秒西経六十三度四十六分二十六秒の地点を結ぶ海岸線、同地点と南緯六十四度四十八分二十三秒西経六十三度四十六分二十六秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯六十四度四十八分二十四秒西経六十三度四十六分三十二秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点とを結ぶ海岸線で囲まれた区域の直上空域を航行する場合は、この限りでない。